

○菅原委員長 ただいまより、経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和7年第2回定例会提出議案についてを議題といたします。

議案第1号ないし議案第3号、議案第6号、報告第5号及び報告第6号の以上6件につきまして、理事者から説明願います。

○三宮経済部長 議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、経済部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書8ページを御覧ください。歳出ですが、7款1項1目商業振興費、中小企業振興資金融資事業費452万8千円です。令和2年度の災害・景気対策融資における交付済補助金につきまして、事業者の繰上げ返済による返還分を国に償還しようとするものでございます。

次に、感染防止対策協力支援補助金償還金157万2千円です。令和3年度から令和5年度にかけて実施いたしました感染防止対策協力支援金給付事業におきまして、令和3年度に支給した事業者1者が支給要件に該当しないことが判明したため、事業者からの支援金返還分について、国に償還しようとするものでございます。

次に、北の恵み食ベマルシェ開催負担金200万円です。令和6年度に旭川市まちなか活性化事業基金へ寄附をいただいた事業者より、寄附金を本年度のイベントで使用してほしいとの意向を受けまして、開催負担金を増額するものでございます。これに伴いまして、補正予算書6ページの歳入21款1項25目まちなか活性化事業基金繰入金におきましても同額を補正するものでございます。

次に、補正予算書8ページ、7款1項3目企業誘致費、テレワーク企業誘致推進補助金償還金50万円です。令和3年度に実施いたしました市内テレワーク施設への企業誘致を目的とした奨励金交付事業におきまして、対象事業の事業中止に伴い、国庫支出金を償還しようとするものでございます。財源は全額、企業からの返還金を充当いたします。

以上、よろしく願いいたします。

○菅原観光スポーツ部長 議案第1号の令和7年度旭川市一般会計補正予算の観光スポーツ部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の9ページを御覧ください。歳出7款1項4目観光費の宿泊税導入準備費4千675万5千円でございます。宿泊税の導入に向けまして、ポスターやチラシ等の広報物の製作や、特別徴収義務者である宿泊事業者が制度導入に伴い実施する宿泊予約システム等の改修やレジスターの更新等にかかった費用について、1施設当たり上限50万円で費用の2分の1を支援する補助金を交付するため補正しようとするものでございます。なお、本補助金につきましては、北海道も同様の補助を実施する予定であり、本市と道の補助金を合わせると1施設当たり最大で100万円が補助される見込みとなっております。

続きまして、同じく補正予算書の9ページを御覧ください。歳出10款6項1目保健体育総務費の体育施設補修費1千600万円であります。こちらは、昨年度末から雨漏りが発生している東地

区体育センターの屋上屋根防水塗装のため補正をしようとするものであります。財源は全額地方債となっております。

以上が、観光スポーツ部所管の補正予算でございます。よろしくお願いたします。

○林農政部長 議案第1号、令和7年度一般会計補正予算のうち、農政部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書8ページを御覧ください。6款1項3目農産園芸振興費、高付加価値農産物流通拡大事業費1千445万5千円です。現在本市が力を入れている有機農業のさらなる拡大のため、有機農業に係る機械や設備の導入を支援する費用を増額するものであり、財源につきましては、農業振興基金を活用いたします。

次に、農業振興基金積立金3千850万円です。ふるさと納税のポータルサイト、こどもふるさと便の開設に伴う歳入の増額分と同額を補正しようとするものであります。

次に、麦・大豆生産技術向上支援費1千887万7千円です。本事業は、麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築を推進するため、営農技術や生産拡大に向けた機械の導入等を支援するものであり、財源については全額道支出金を充当いたします。

続いて、省力化資材導入支援費390万6千円です。こちらは、資材価格が高騰し、農業労働力も年々減少する中で、生産を維持していくため、省力化資材の導入を支援し、営農の負担軽減を図るもので、より多くの農業者の皆様を支援するために補正しようとするものであります。財源につきましては、農業振興基金を活用いたします。

次に、農業支援サービス導入推進費504万3千円です。本事業は、生産性向上を支援するサービス事業を利用できる環境を整備するため、農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を支援するものであり、財源につきましては、全額道支出金を充当いたします。

以上、よろしくお願申し上げます。

○岡田建築部長 令和7年第2回定例会提出議案のうち、建築部所管分について御説明いたします。

初めに、議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算についてでございます。

補正予算書9ページを御覧ください。8款土木費6項住宅費2目市営住宅建設改修費の市営住宅整備費につきまして、令和7年度の労務単価の上昇を受けまして、工事契約約款第25条第6項のインフレスライド条項によりまして、市営住宅第2豊岡団地3号棟建て替え工事の請負代金を変更するため、1千769万円を補正しようとするもので、財源は市債1千760万円、一般財源9万円でございます。

また、この補正に伴いまして、補正予算書4ページを御覧ください。第3表地方債補正（変更分）のうち、公営住宅建設事業の限度額を1千760万円引上げ、6億1千970万円にしようとするものでございます。

次に、報告第6号、専決処分の報告についてでございます。本件は、報告議案に記載されている者が、長期にわたって市営住宅の家賃を滞納しており、適正な市営住宅の管理運営に重大な支障を来していることから、この者を相手方とし、市営住宅を明け渡すこと、滞納家賃及び明渡し期限の翌日から明渡し済みまでの損害金を支払うこと、訴訟費用は相手方の負担とすることとの判決及び仮執行の宣言を求める訴えの提起をすることにつきまして、本年5月27日に専決処分をさせていただいているものでございます。

地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○幾原上下水道部長 令和7年第2回定例会提出議案のうち、水道局の所管に関わる議案について御説明いたします。

初めに、議案第2号、令和7年度旭川市水道事業会計補正予算についてでございます。

補正予算書12ページの実施計画を御覧ください。利率の見直し等に伴う企業債利子の増加による補正といたしまして、収益的支出の1款2項1目支払利息及び企業債取扱諸費で997万3千円を増額しようとするものでございます。また、国の繰り出し基準の変更に伴い、水道管路緊急改善事業の財源である一般会計出資金の対象額が拡大されたことから、資本的収入の1款4項1目他会計出資金で1千399万6千円を増額しようとするものでございます。

次に、議案第3号、令和7年度旭川市下水道事業会計補正予算についてでございます。

補正予算書14ページの実施計画を御覧ください。利率の見直し等に伴う企業債利子の増加による補正といたしまして、収益的支出の1款2項1目支払利息及び企業債取扱諸費で454万7千円を増額し、その財源の一部として、収益的収入の1款1項2目負担金で61万6千円を増額しようとするものでございます。

以上が、補正予算の説明でございます。

次に、水道局の所管に関わる条例の改正について御説明いたします。

議案第6号の旭川市職員の育児休業等に関する条例及び旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の制定によりまして、部分休業制度について、これまでの1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないという取得方法のほか、1年につき10日の範囲内で勤務しないという取得方法が新たに設けられ、いずれかを選択できるよう規定されましたことから、本市におきましても所要の改正を行うものでございます。

最後に、報告第5号、専決処分の報告につきまして御説明いたします。この補正予算につきましては、令和7年第3回臨時会に提案する予定でありました大規模下水道管路特別重点調査等事業について、緊急施行を要すると判断し、市長部局とも協議した結果、5月16日に専決処分を行ったものでございます。議案書に添付されている実施計画を御覧ください。収益的収入及び支出では、調査費用といたしまして、管渠費で8千400万円を、資本的収入及び支出では、緊急改築費として、施設整備費で1千666万4千円をそれぞれ増額補正したものでございます。

以上、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、報告するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、令和7年第2回定例会提出議案に関わる事項であります、ロータリ除雪車の取得について、路面清掃車の取得について、旭山動物園遊戯施設整備工事について、カムイスキーリンクス第5リ

フト整備工事について、カムイスキーリンクス第5リフト整備電気設備工事について、忠和6条道路線改良工事について、花咲大橋長寿命化（耐震補強）工事について、経営体育成支援費等の繰越明許費繰越しについて、配水管布設工事等の予算繰越しについて、下水管布設工事等の予算繰越しについて、以上10件につきまして、理事者から報告願います。

○高橋土木部雪対策担当部長 議案第13号、財産の取得につきましては、総務部所管の案件でございますが、土木部に関わりがございますので御説明申し上げます。

本件は、除排雪作業に充てるため、ロータリ除雪車1台を6千292万円でナラサキ産業株式会社旭川支店から購入しようとするものでございます。除雪車両につきましては、計画的に更新、増車を進めてきており、本年度につきましては、ロータリ除雪車1台を更新するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○富岡土木部長 議案第14号、財産の取得につきまして、総務部所管の案件ではございますが、土木部に関わりがございますので御説明いたします。

本件は市道の清掃作業に充てるため、路面清掃車1台を4千290万円で北海道市町村備荒資金組合から購入しようとするものでございます。路面清掃車につきましては、購入から30年以上が経過し、老朽化による故障の増加により業務に支障が生じておりますことから、円滑な業務遂行のため更新しようとするものでございます。

続きまして、議案第25号及び第26号、契約の締結につきまして、総務部の所管の案件ではございますが、土木部に関わりがございますので御説明いたします。

初めに、議案第25号の忠和6条道路線改良工事につきましては、契約金額2億4千695万円で、株式会社廣野組ほか1社で構成します廣野・騎西共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約方法は条件付一般競争入札でございます。本工事につきましては、道路の拡幅整備を行うため、隣接する神居川に幅5.6メートル、高さ1.8メートルのボックスカルバートを埋設し、暗渠化を行う工事となっております。

次に、議案第26号の花咲大橋長寿命化（耐震補強）工事につきましては、契約金額2億240万円で、荒井建設株式会社と契約を締結しようとするもので、契約方法は条件付一般競争入札でございます。本工事につきましては、花咲大橋の橋脚の上に設置されている橋桁を支える支承を補強し、耐震化を図る工事となっております。

最後に、報告第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、土木部所管分につきまして御説明いたします。

本件は、令和7年第1回定例会におきまして、繰越明許の議決をいただいた事業であり、報告第1号の別紙、繰越明許費繰越し計算書にお示ししましたとおり、8款土木費2項道路橋りょう費の道路橋りょう整備費、道路側溝整備費及び5項都市計画費の都市計画道路整備費、都市計画公園整備費の4事業合わせまして、5億6千431万9千999円を令和7年度に繰越ししましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○三宮経済部長 議案第22号、旭山動物園遊戯施設整備工事につきましては、経済部に関連する案件でございますので御説明をさせていただきます。

旭山動物園では、動物展示のほかにも様々な楽しみ方を提供する観点から、遊具を通して動物の

能力や特性を体験いただけるよう、新たに遊戯施設7基を設置いたします。その工事概要ですが、工事面積が760平方メートル、敷地造成のほか園路広場や遊戯施設の整備などの工事を行うもので、契約の相手方は平間・北海道グリーン・イハラ共同企業体、契約金額は1億5千235万円で、令和8年夏期開園からの供用開始を目指しているところでございます。

続きまして、報告第1号、令和6年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告についてのうち、経済部関係分について御報告させていただきます。

報告第1号の別紙、繰越計算書1ページ、1番下の段でございます。7款1項商工費、貨物自動車運送事業者支援金でございます。翌年度繰越額3千689万7千860円につきましては、年度内に事業が完了しないことから、令和7年度に繰り越したところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○菅原観光スポーツ部長 議案第23号及び第24号の契約の締結につきましては、総務部所管の案件ではございますが、観光スポーツ部に関わりがございますので御説明いたします。

カムイスキーリンクス第5リフト整備工事につきましては、条件付一般競争入札で決定した日本ケーブル株式会社札幌支店を相手方として、4億3千725万円の契約を締結しようとするものでございます。本工事はカムイスキーリンクスの第5ペアリフトが設置から30年以上経過し老朽化していることから、今後の安全運行を確保するため、原動装置や搬器等の機器更新を行うものであります。

続きまして、カムイスキーリンクス第5リフト整備電気設備工事につきましては、条件付一般競争入札で決定しました西山坂田電気株式会社ほか2社で構成します西山坂田・石森・天日共同企業体を相手方として、1億7千226万円の契約を締結しようとするものであり、第5ペアリフトに関連する高圧ケーブル等の電気設備更新を行うものであります。

いずれの契約につきましても、令和7年度は工事機器の調達期間とし、工事は令和8年度の施設利用に影響のないオフシーズンに実施いたします。なお、完成は令和8年11月中旬を予定しております。

続きまして、報告第1号、令和6年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、観光スポーツ部所管分につきまして御報告いたします。

本件は、令和6年第3回定例会におきまして繰越明許の議決をいただいた事業であり、報告第1号の別紙、繰越明許費繰越計算書にお示ししましたとおり、10款6項の体育施設補修費3千297万8千円を令和7年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○林農政部長 報告第1号、令和6年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、農政部所管分について御報告申し上げます。

繰越明許費繰越計算書、6款1項2目経営体育成支援費につきましては、令和7年第1回定例会において繰越明許費補正として議決いただいたところであり、繰越額は3千948万1千円で、財源につきましては、全額道支出金となっております。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○幾原上下水道部長 令和7年第2回定例会提出議案のうち、水道局の所管に関わる報告事項につきまして御説明いたします。

まず、報告第2号、令和6年度旭川市水道事業会計予算の予算繰越しの報告についてでございます。内容といたしましては、配水管布設工事等で、主に国の補正予算成立時期の関係などから、実施時期が翌年度となるため、次のページの予算繰越計算書のとおり、合計で7億655万8千528円の建設改良費の繰越しを行ったものでございます。加えて、受託事業費で契約期間内に工事が完了しなかったことにより、次のページの事故繰越額のとおり、40万6千472円の事故繰越しを行ったものでございます。

次に、報告第3号、令和6年度旭川市下水道事業会計予算の予算繰越しの報告についてでございます。こちらは、下水管布設工事等で、主に国の補正予算成立時期の関係などから、実施時期が翌年度となるため、次のページの予算繰越計算書のとおり、合計で14億1千4万4千円の建設改良費の繰越しを行ったものでございます。

いずれも、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、提出議案以外の事項につきまして、令和6年度の雪対策の取組について、理事者から報告願います。

○高橋土木部雪対策担当部長 令和6年度の雪対策の取組について御報告申し上げます。

雪対策の主となる除排雪事業につきましては、担い手不足や近年の温暖化傾向、局地的な豪雪といった気候変動が大きな課題となっており、これらの課題に対する主な取組について御報告をいたします。

資料の1ページを御覧ください。1、除排雪事業の業務体制についてです。

(1)の除雪センターの集約と充実につきましては、令和6年度は新たな取組として、中央地区、豊岡・東旭川地区、東光地区を試行的に集約し、令和5年度の4統合地区9センター体制から、4統合地区7センター体制による運営といたしました。試行の結果としましては、常駐の人員縮小が図られ、集約に関わる問合せやトラブルなども特になかったことから、円滑な運営ができたものと捉えております。また、主となるセンターへの管理機能、改善要望窓口の集約や、パトロール体制の拡充のほか、進捗状況に応じた応援体制の確保により、機動的な対応が図られ、幹線生活道路の排雪作業や改善作業の円滑な実施につながったものと捉えております。

次に、(2)の除雪DXの推進につきましては、積雪センサーなどIoT機器による積雪状況監視・通報システムを構築し、旭川空港アクセス路線での運用開始によって、パトロール業務の効率化を図ったほか、東旭川、東鷹栖、神居地区の郊外を担当する除雪車両に映像鮮明化装置を装備し、視界不良時の安全性を向上させております。また、改善要望への対応力向上として、くらしのアプリ内に通報フォームを新設し、市民等からの通報に位置情報や画像が添付されたことにより、現場状況等が速やかに把握でき、早期の対応が図られております。今後の方向性としましては、引き続き

き、持続可能な除排雪体制の構築に向けて、除雪センター機能のさらなる集約と充実に向けた検討や除雪DXの推進に取り組むとともに、令和7年1月の排雪作業中に発生した事故を踏まえ、作業の安全性の向上を図り、働きやすい環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

続きまして、資料の2ページを御覧ください。2の路面管理対策についてです。

(1)の極端な気象状況に対する路面管理対策につきましては、本市においては、生活道路の冬期路面は、積雪寒冷地の特徴を生かし、圧雪状況で管理をしておりますが、近年の温暖化傾向の影響等により、ざくざく路面が発生しやすいことが課題となっております。このため、令和3年度から令和5年度までの3年間、モデル地区を設定し路面管理手法の試行を行い、その検証の結果、生活道路の排雪強化により、1月以降、圧雪を薄く管理できる期間が長くなり、圧雪路面の管理にもよい影響を与えていることを確認いたしました。このことから、令和6年度は、特に12月の初冬期の対応を意識しながら計画的対応、予防的対応、情報発信に取り組み、12月は例年並みの降雪があった中、暖気にも見舞われましたが、広範囲の路面状況の悪化を抑制することができております。しかし、年明けの1月7日から16日にかけて、気温が高く推移したことから、ざくざく路面が市内一円に徐々に広がり、排雪作業を進めながら解消作業に当たりましたが、全体の解消までに時間を要することとなり、今後の検討課題となっております。

次に、(2)の生活道路の排雪強化につきましては、1月末に1回目の排雪を完了しましたが、1月以降は気温が高い日が続き、融雪が進んだこともあり、パトロールにより状況の確認をしながら、必要な路線について、2回目の排雪を実施しております。今後の方向性としましては、本市の実態に即した適切な路面管理を行うため、近年の温暖化傾向を考慮した計画的な対応やこれまで蓄積した気象データ等を踏まえた圧雪路面の削り取りなど、予防的な対応の検討を進めるとともに、気象状況や路面状況に応じた排雪強化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上につきましては、雪対策審議会や除雪連絡協議会においても意見を伺っているところであり、その意見を踏まえながら、本年度の取組の検討を進めてまいります。

また、資料にはございませんが、令和4年度から毎年実施している、除排雪に関する市民アンケート調査を今年度は6月18日から7月18日の期間で行う予定をしております。幅広く意見を聴取するため、広報紙やホームページ、支所、公民館などでの配布のほか、SNSなども活用し周知してまいります。

以上、御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時31分